

一般社団法人鹿児島県医療法人協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鹿児島県医療法人協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医療法人の健全なる発達を図り公衆衛生の向上に関する事業を行い、国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療法人の普及及び育成に関する事業
- (2) 医療内容の向上改善に関する事業
- (3) 医療法人の管理経営の合理化に関する事業
- (4) 医療従事者の養成に関する事業
- (5) 会員の相互扶助（福祉）に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、鹿児島県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業の目的に賛同し、次条の規定によりこの法人の会員となった医療法人をもって構成する。

2 前項の会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする医療法人は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の目的を達成するため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を退会1箇月以上前に提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該医療法人が解散したとき。

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時会員

総会を開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、会員1法人につき1票とする。

(決議)

第17条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 会員総会に出席できない会員は書面をもって又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、前2項の適用については、その会員は出席したものとみなす。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、会長以外の理事のうち副会長を含む4～7名を法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は会員外から選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告)

第36条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

(委任)

第37条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は長柄英男とする。

業務執行理事は吉井 八郎とする。

業務執行理事は日高 正八郎とする。

業務執行理事は丸田 修士とする。

業務執行理事は萩原 隆二とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 31 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は平成 30 年 6 月 1 日より施行する。